

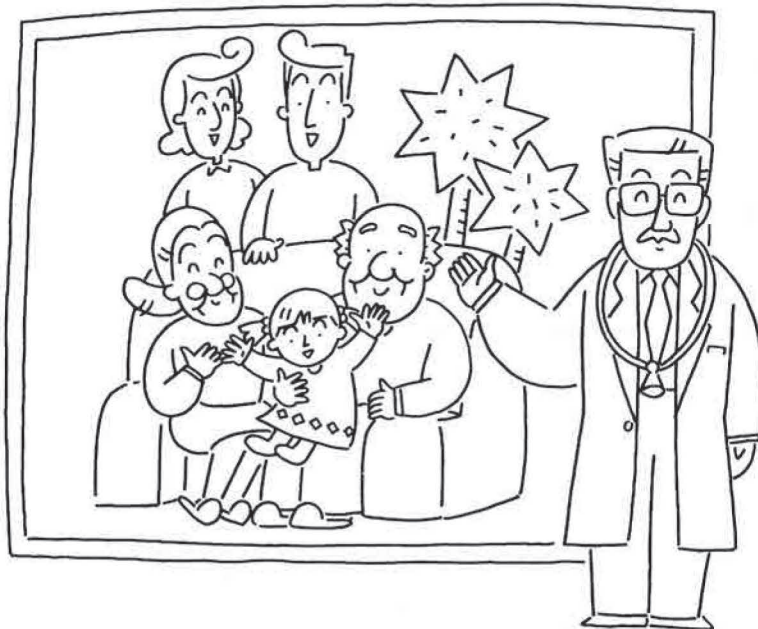
会員およびその配偶者・お子様のための安心保障制度

愛媛県医師会

グループ生命保険制度

(こども特約付団体定期保険)

— 新規加入・更新・増額のご案内 —



【ご意向（ニーズ）確認のお願い】

お申込みにあたっては、当パンフレットおよび「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」をご覧ください。保障内容、保険金額（給付金額）および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向（ニーズ）に合致した内容となっているか、必ずご確認ください。

【当パンフレットの記載内容について】

当パンフレットに記載のお支払事由や給付に関する制限事項などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された『ご契約のしおり・約款』はご契約者（団体）にお渡ししております。

意向確認欄

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
 ご自身が選択された保障金額・保険料およびその他の保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？

■ 申込書提出締切日 ……2023年2月20日(月) ※中途加入の場合は毎月15日

※加入内容に変更がない場合は、「加入申込書兼告知書」の提出は不要です。

■ 効力開始日 ……2023年4月1日(土) ※中途加入の場合は申込日の翌月1日

愛媛県医師会財務企画・会員福祉部

制度の概要

- 1 愛媛県医師会の制度ならではのお手頃な保険料で大きな保障。**
グループ保険制度ならではのお手頃な保険料で、大きな保障が得られます。
業務上、業務外を問わず1日24時間、病気や災害による死亡を保障します。
- 2 ご加入(契約)手続きは簡単です。**
医師の診査はありません。健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
(※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。)
- 3 配偶者・お子様も同時にご加入(契約)できます。**
配偶者・お子様のみで加入(契約)することはできません。
保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・お子様も同時に脱退となります。
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。**
将来のお支払いをお約束するものではなく、お支払いできないこともあります。

- 「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」と「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」について
別添の「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」と「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」には、それぞれご加入内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込み前に必ずご確認ください。

ご加入について

本人	愛媛県医師会会員で更新日時時点で27歳6か月超、50歳6か月までの年齢の方で申込日現在健康で正常に就業されている方。継続加入は80歳6か月まで加入できます。 ※保険金額の増額についても50歳6か月までとなります。
配偶者	加入された愛媛県医師会会員の本人と同一戸籍の配偶者で更新日時時点で27歳6か月超、50歳6か月までの年齢の方で申込日現在健康で正常に勤務または生活されている方。継続加入は会員と同様です。 ※保険金額の増額についても50歳6か月までとなります。
お子様	加入された会員が扶養しているお子様で更新日時時点で2歳6か月超、22歳6か月までの方で申込日現在健康な方。(健康保険法に定める被扶養者の定義の範囲のうち子に関する規定を準用します。) 注) 加入資格のある一部のお子様のみのお加入はできません。(但し告知により加入できなかった方を除きます。)

継続加入について

一旦健康時に加入しますと、更新時の健康状態にかかわらず、前年度と同額の保険金額を上限として継続加入できます。
ただし、更新時にご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、ご加入者の意思にかかわらず、継続加入できない場合やご加入の保険金額が減額となる場合があります。

保険期間

2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間です。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。ただし募集の結果、ご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は更新できず、効力を発生しません。毎月申込日の翌月1日付の加入が可能です。この場合、中途加入日から保険期間満了日までが初年度の保険期間となります。

申込方法

ご加入を希望する方は、愛媛県医師会財務企画・会員福祉部までご連絡ください。
毎月15日までに申込書をご提出いただいた場合、翌月1日より効力発生となります。

【男性会員用】

愛媛県医師会グループ生命保険 月額保険料表（概算）

【単位：円】

保険年齢	会 員（男性）										配 偶 者（女性）									
	4000万円	3500万円	3000万円	2500万円	2000万円	1500万円	1000万円	500万円	200万円	1000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円		
28～35歳	3,800	3,325	2,850	2,375	1,900	1,425	950	475	190	610	549	488	427	366	305	244	183	122		
36～40歳	4,840	4,235	3,630	3,025	2,420	1,815	1,210	605	242	1,020	918	816	714	612	510	408	306	204		
41～45歳	6,560	5,740	4,920	4,100	3,280	2,460	1,640	820	328	1,250	1,125	1,000	875	750	625	500	375	250		
46～50歳	9,400	8,225	7,050	5,875	4,700	3,525	2,350	1,175	470	1,770	1,593	1,416	1,239	1,062	885	708	531	354		
51～55歳	13,680	11,970	10,260	8,550	6,840	5,130	3,420	1,710	684	2,390	2,151	1,912	1,673	1,434	1,195	956	717	478		
56～60歳	19,760	17,290	14,820	12,350	9,880	7,410	4,940	2,470	988	3,030	2,727	2,424	2,121	1,818	1,515	1,212	909	606		
61～65歳	30,240	26,460	22,680	18,900	15,120	11,340	7,560	3,780	1,512	4,020	3,618	3,216	2,814	2,412	2,010	1,608	1,206	804		
66～70歳	44,840	39,235	33,630	28,025	22,420	16,815	11,210	5,605	2,242	5,420	4,878	4,336	3,794	3,252	2,710	2,168	1,626	1,084		
71歳	58,680	51,345	44,010	36,675	29,340	22,005	14,670	7,335	2,934	7,190	6,471	5,752	5,033	4,314	3,595	2,876	2,157	1,438		
72歳	64,920	56,805	48,690	40,575	32,460	24,345	16,230	8,115	3,246	8,010	7,209	6,408	5,607	4,806	4,005	3,204	2,403	1,602		
73歳	72,160	63,140	54,120	45,100	36,080	27,060	18,040	9,020	3,608	8,970	8,073	7,176	6,279	5,382	4,485	3,588	2,691	1,794		
74歳	80,560	70,490	60,420	50,350	40,280	30,210	20,140	10,070	4,028	10,030	9,027	8,024	7,021	6,018	5,015	4,012	3,009	2,006		
75歳	90,480	79,170	67,860	56,550	45,240	33,930	22,620	11,310	4,524	11,180	10,062	8,944	7,826	6,708	5,590	4,472	3,354	2,236		
76歳	102,160	89,390	76,620	63,850	51,080	38,310	25,540	12,770	5,108	12,480	11,232	9,984	8,736	7,488	6,240	4,992	3,744	2,496		
77歳	115,960	101,465	86,970	72,475	57,980	43,485	28,990	14,495	5,798	14,000	12,600	11,200	9,800	8,400	7,000	5,600	4,200	2,800		
78歳	132,240	115,710	99,180	82,650	66,120	49,590	33,060	16,530	6,612	15,840	14,256	12,672	11,088	9,504	7,920	6,336	4,752	3,168		
79歳	151,040	132,160	113,280	94,400	75,520	56,640	37,760	18,880	7,552	18,060	16,254	14,448	12,642	10,836	9,030	7,224	5,418	3,612		
80歳	172,280	150,745	129,210	107,675	86,140	64,605	43,070	21,535	8,614	20,720	18,648	16,576	14,504	12,432	10,360	8,288	6,216	4,144		

お子様 1 人につき		
400万円	300万円	200万円
280	210	140
		70

欄は更新の場合のみ継続加入する保険金額です。
 月額保険料表はご加入者の総保険金額が100万円以上500万円未満のときの概算保険料です。
 したがって、保険料率計算の結果、実際の総保険金額により変更となる場合があります。
 その場合、加入申込締切後に正規保険料を算出し、第1回より適用します。
 こどもの保険料は1名あたりの正規保険料です。

【女性会員用】

愛媛県医師会グループ生命保険 月額保険料表（概算）

【単位：円】

保険 年齢	会 員（女性）										配 偶 者（男性）									
	4000万円	3500万円	3000万円	2500万円	2000万円	1500万円	1000万円	500万円	200万円	1000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円		
28～35歳	2,440	2,135	1,830	1,525	1,220	915	610	305	122	950	855	760	665	570	475	380	285	190		
36～40歳	4,080	3,570	3,060	2,550	2,040	1,530	1,020	510	204	1,210	1,089	968	847	726	605	484	363	242		
41～45歳	5,000	4,375	3,750	3,125	2,500	1,875	1,250	625	250	1,640	1,476	1,312	1,148	984	820	656	492	328		
46～50歳	7,080	6,195	5,310	4,425	3,540	2,655	1,770	885	354	2,350	2,115	1,880	1,645	1,410	1,175	940	705	470		
51～55歳	9,560	8,365	7,170	5,975	4,780	3,585	2,390	1,195	478	3,420	3,078	2,736	2,394	2,052	1,710	1,368	1,026	684		
56～60歳	12,120	10,605	9,090	7,575	6,060	4,545	3,030	1,515	606	4,940	4,446	3,952	3,458	2,964	2,470	1,976	1,482	988		
61～65歳	16,080	14,070	12,060	10,050	8,040	6,030	4,020	2,010	804	7,560	6,804	6,048	5,292	4,536	3,780	3,024	2,268	1,512		
66～70歳	21,680	18,970	16,260	13,550	10,840	8,130	5,420	2,710	1,084	11,210	10,089	8,968	7,847	6,726	5,605	4,484	3,363	2,242		
71歳	28,760	25,165	21,570	17,975	14,380	10,785	7,190	3,595	1,438	14,670	13,203	11,736	10,269	8,802	7,335	5,868	4,401	2,934		
72歳	32,040	28,035	24,030	20,025	16,020	12,015	8,010	4,005	1,602	16,230	14,607	12,984	11,361	9,738	8,115	6,492	4,869	3,246		
73歳	35,880	31,395	26,910	22,425	17,940	13,455	8,970	4,485	1,794	18,040	16,236	14,432	12,628	10,824	9,020	7,216	5,412	3,608		
74歳	40,120	35,105	30,090	25,075	20,060	15,045	10,030	5,015	2,006	20,140	18,126	16,112	14,098	12,084	10,070	8,056	6,042	4,028		
75歳	44,720	39,130	33,540	27,950	22,360	16,770	11,180	5,590	2,236	22,620	20,358	18,096	15,834	13,572	11,310	9,048	6,786	4,524		
76歳	49,920	43,680	37,440	31,200	24,960	18,720	12,480	6,240	2,496	25,540	22,986	20,432	17,878	15,324	12,770	10,216	7,662	5,108		
77歳	56,000	49,000	42,000	35,000	28,000	21,000	14,000	7,000	2,800	28,990	26,091	23,192	20,293	17,394	14,495	11,596	8,697	5,798		
78歳	63,360	55,440	47,520	39,600	31,680	23,760	15,840	7,920	3,168	33,060	29,754	26,448	23,142	19,836	16,530	13,224	9,918	6,612		
79歳	72,240	63,210	54,180	45,150	36,120	27,090	18,060	9,030	3,612	37,760	33,984	30,208	26,432	22,656	18,880	15,104	11,328	7,552		
80歳	82,880	72,520	62,160	51,800	41,440	31,080	20,720	10,360	4,144	43,070	38,763	34,456	30,149	25,842	21,535	17,228	12,921	8,614		

お子様 1 人につき				
400万円	300万円	200万円	100万円	
280	210	140	70	

欄は更新の場合のみ継続加入する保険金額です。

月額保険料表はご加入者の総保険金額が1000万円以上5000万円未満のときの概算保険料です。したがって、保険料率計算の結果、実際の総保険金額により変更となる場合があります。

その場合、加入申込締切後に正規保険料を算出し、第1回より適用します。

こどもの保険料は1名あたりの正規保険料です。

ご契約に際しての重要事項（契約概要）

〈子ども特約付団体定期保険〉

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所および「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」を必ずご参照ください。

1. この商品の特徴

- 企業・団体の従業員・所属員の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。
- 保険期間は1年ですが、所定の加入資格を有していれば更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

〈しくみ図（イメージ）〉



〈付加されている特約〉

- 団体定期保険子ども特約

※ 加入資格や保険金・給付金額、付加されている特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ず当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

2. 主な保障内容

保険金等をお支払いする事由の概要は以下のとおりです。詳しくは必ず当パンフレットの該当箇所をご確認ください。なお、保険金等をお支払いできない場合については「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」をご確認ください。

【団体定期保険（主契約）・団体定期保険子ども特約】

死亡保険金 特約死亡保険金	保険期間中に死亡された場合 *お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
高度障害保険金 特約高度障害保険金	加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合 *高度障害保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

3. 保険料

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくは必ず当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

4. 配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金（死差益）が生じた場合には配当金としてお支払いします。なお、配当金は契約ごとの収支実績にかかわらず、各取扱生命保険会社のお支払時期の前年度決算およびお引受金額により決定しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。（配当金が支払われない場合もあります。）

5. 脱退による返戻金

この商品には、脱退による返戻金はありません。

6. 引受保険会社

【引受保険会社】SOMPOひまわり生命保険株式会社〔事務幹事〕

※この保険契約が、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引受ける形態の場合は、SOMPOひまわり生命保険株式会社が事務幹事会社として他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。この場合、引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を、連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

7. 税務上の取扱い（2022年11月現在）※今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

【保険料】

- 個人が負担した主契約の保険料（配当金があればそれを差し引いた額）は、一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

【保険金】

- 本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人の場合、（その法定相続人が受取った他の生命保険等の保険金がある場合には、これと合算した金額について）「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。（相続税法第12条）
- 配偶者、子どもの死亡保険金を本人が受取った場合、一時所得として課税されます。（所得税法第34条）
- 配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税となります。（所得税法施行令第30条）

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）

〈こども特約付団体定期保険〉

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご加入のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。また、その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所および「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」を必ずご参照ください。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにクーリング・オフの適用がありません。

2. 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入のお申込みにあたっては、告知書等で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（これを告知義務といいます。）
- 生命保険会社の職員・代理店・ご契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、必ず告知書等の指定された書面にご記入のうえご提出ください。
- 生命保険会社では、ご契約者間またはご加入者間の公平性を保つため、被保険者の現在および過去の健康状態等すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受判断を行っております。傷病等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。
（「加入申込書兼告知書」等の告知書への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、引受保険会社で保有するお客様情報により、お申込みをお断りすることがあります。）
- 告知いただくことがらは、告知書等に記載してあります。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。

3. 責任開始期

- ご提出された「加入申込書兼告知書」に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社の職員・代理店・ご契約者等の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金・給付金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合
 - ・ 加入日からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺
 - ・ 保険契約者または保険金受取人の故意
 - ・ 戦争その他の変乱
- 高度障害保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合
 - ・ 保険契約者、被保険者、高度障害保険金受取人の故意
 - ・ 戦争その他の変乱
- 保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者・被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

高度障害保険金は、原因となる傷害や疾病が加入日（責任開始日）よりも前に発生しているときは、お支払いの対象となりません。（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、多くの場合、お支払いの対象とはなりません。）

〈高度障害保険金の例〉



5. 脱退による返戻金

この商品には、脱退による返戻金はありません。

6. 保険金等の削減・生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレット等に記載の団体窓口までお問い合わせください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレット等に記載のS O M P O ひまわり生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
（詳しくは ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）

8. 保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- 保険金・給付金等のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると認められる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、速やかに団体窓口にご連絡ください。

保 険 金 額

本 人	4,000万円・3,500万円・3,000万円・2,500万円・ 2,000万円・1,500万円・1,000万円・500万円・200万円 のうちいずれかご希望の額
配 偶 者	1,000万円・900万円・800万円・700万円・600万円・ 500万円・400万円・300万円・200万円 のうちいずれかご希望の額
お 子 様	400万円・300万円・200万円・100万円 のうちいずれかご希望の額

⑨ ●更新日（2023年4月1日）を基準とし、50歳6か月までに加入された保険金額は80歳6か月まで自動更新となります。

- 配偶者・お子様のみの加入はできません。
- 保険期間中に会員ご本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・お子様も同時脱退となります。
- 配偶者・お子様の保険金額は本人の保険金額を超えることはできません。
- お子様を加入させるときは、加入資格のあるお子様は全員加入となります。

保 険 料

別紙月額保険料表（概算）の通りです。ただし、これはご加入者の総保険金額が100億円以上500億円未満のときの保険料です。

保険料は概算保険料であり、保険料率計算の結果、実際の総保険金額により変更となる場合には加入申込締切後に正規保険料を算出し、第1回より適用します。

保険料の払込について

毎月基金引、もしくはご指定の口座より毎月27日に引き去りとなります。2か月連続で保険料引去りができない場合、脱退となる場合があります。

保険金受取人について

本人・配偶者の死亡保険金の受取人は、ご指定いただいた方となります。

お子様の死亡保険金の受取人は本人（主たる被保険者）となります。

高度障害保険金の受取人は被保険者ご自身となります。

【留意事項】

- ・すでにご加入されている方で、「加入申込書兼告知書」で死亡保険金受取人の変更をお申込みいただいた場合、当パンフレットに記載の効力開始日からの変更となります。（当パンフレットに記載の効力開始日より前に変更したい場合、「被保険者内容変更通知書」で別途お手続きください。）
- ・この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

加入資格を失った場合

本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。その際、脱退の手続きが必要となりますので、愛媛県医師会財務企画・会員福祉部までご連絡ください。

- ・この保険契約の保障終了日は、脱退となった日（資格喪失日）の属する月の月末となります。ただし、当月分の保険料を払い込むことが必要です。
- ・加入資格を失ったことによりこの保険契約から脱退となる場合、2年を超えて継続加入されていた方は、脱退時の加入保険金額を上限として診査・告知なしで所定の個人保険に加入することができます。ただし、保障終了後1か月以内にお手続きいただいた場合に限りです。

保険金・給付金の支払事由（詳細）

- 死亡保険金（主契約、こども特約）
保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
 - 高度障害保険金（主契約、こども特約）
加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に下表（*1）に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。なお、高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になった時に消滅したものと取り扱います。
- （*1）対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～（*1）対象となる高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合（詳細）

- 次のような場合には、保険金・給付金をお支払いすることができませんので、加入（*1）のお申込みに際し特にご注意ください。
- 加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、この保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、死亡保険金をお支払いできません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入（*1）日から

起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。

- ・保険契約者の故意
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱（*2）
- 高度障害保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、高度障害保険金をお支払いできません。
 - ・その原因となる傷害または疾病が加入（*1）日前に生じていた場合（*3）
 - ・被保険者の故意
 - ・保険契約者の故意
 - ・高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱（*2）
 - 保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は取消しとなり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - 保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合には、保険金等をお支払いできません。
- （*1）保障額を増額される場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- （*2）ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと生命保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。
- （*3）その原因となる傷害や疾病について告知いただいた場合でも、多くの場合、お支払いの対象にはなりません。

個人情報の取扱いについて

〈保険契約者（団体）と生命保険会社からのお知らせ〉

本保険契約の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）{以下、個人情報}を取扱い、保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出し、本保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社、生命保険会社の募集代理店を含む委託先に提供する場合、生命保険会社のグループ会社との間で共同利用を行う場合上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

今後、引受保険会社を変更する場合には、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人への旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

制度に関するお問い合わせ先

愛媛県医師会財務企画・会員福祉部 〒790-8585 愛媛県松山市三番町4丁目5-3 TEL:089(943)7582

【引受保険会社】

この保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委託を受けて事務を行います。引受保険会社は各被保険者にご加入保険金額・給付金額について、それぞれの引受割合（2022年11月1日時点）に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

（事務幹事会社）	SOMPOひまわり生命保険株式会社	引受割合(60%)
	〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	TEL:03-6742-3111(代表)
	●第一生命保険株式会社	引受割合(10%)
	●日本生命保険相互会社	引受割合(10%)
	●富国生命保険相互会社	引受割合(10%)
	●明治安田生命保険相互会社	引受割合(10%)

(五十音順)
(2022年12月作成)